

【消費生活の窓口から】

災害後の住宅修理トラブルにご注意を！

～火災保険・地震保険など、「保険金を使って無料で修理します」と勧誘を受けたら要注意！！～

大雨や地震などの災害発生時には、それに便乗した悪質商法が発生する傾向にあります。災害発生地域だけが狙われるとは限らず、トラブルの内容も、住宅の修理工事や保険金を口実にした勧誘、義援金詐欺などさまざま報告されています。

〈事例１〉台風で傷んだ屋根を見て「今すぐに修理しないと大変なことになる」と不安をあおられ、高額な屋根の修理工

事を契約した。

〈事例２〉「県の防災部署から委託されている、点検に伺いたい」と電話があったが、県に確認したらそのような事実は

なかった。

〈事例３〉雨どいの修理のため、保険金の申請サポートをしてくれる業者と契約をしたら、受け取った保険金の５０％が

取られることになっていた。

【アドバイス】

◆保険金の請求は手数料なしで行うことができます。まずは自分で保険会社へ連絡しましょう。

◆キャンセルした時に、違約金や保険申請サポート料などの名目で、高額な請求を受ける場合があります。

修理を依頼する時は、契約前に契約内容をよく確認しましょう。

一度結んだ契約は簡単には解消できません。少しでも不安がある場合は契約しないようにしましょう。

◆嘘の申告をすると詐欺罪に問われる可能性があります。勧められても絶対にしないようにしましょう。

火災保険の対象となる修理は、台風や雪等による損害に対して給付されるものです。

災害と関係のない、経年劣化による修繕については、保険料の請求をすることはできません。

◆不安に思ったりトラブルになったら、消費生活相談窓口か消費者ホットライン^{いやや}１８８（局番なし）に相談しましょう。住宅に関する相談は、住まいのダイヤル（☎０５７０－０１６

－ 1 0 0 ）へ掛けましょう。※ご相談・お問い合わせ先

中山町消費生活相談窓口（住民税務課 住民G内） ☎ 6 6 2 － 2 5 9 3

※詳しくは、以下の山形県消費生活センターホームページをご覧ください。

- ・ [保険を使って無料で屋根を修理？高額なサポート料が請求されることも！（PDF）](#)
- ・ [ケロちゃん通信～山形県消費生活センターニュース～2022年9月号（PDF）](#)

※ご相談・お問い合わせ先

中山町消費生活相談窓口（住民税務課 住民G内） ☎ 6 6 2 － 2 5 9 3